

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(行政経営推進課)

一

条 例

東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被害を受けた者（以下「被災者」という。）の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかつた義務に係る免責について定めるものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第二条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る条例又は規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）（以下「条例等」という。）の施行に関する事務を所管する県の機関（地方自治法第二編第七章に基づき置かれる県の執行機関、公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）第五条第一項に規定する管理者、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十六条第一項の規定に基づき置かれる県

警察若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立して権限を行使することを認められた職員をいう。以下同じ。）は、東日本大震災の被災者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があるときは、平成二十三年八月三十一日を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 条例等に基づき行政庁の処分（平成二十三年三月十一日以前に行つたものに限り。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が同日以後に満了するもの

二 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（県の機関及び知事の権限に属する事務の一部を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき処理することとされた市町村の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が平成二十三年三月十一日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、東日本大震災の被災者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、平成二十三年八月三十一日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を平成二十三年九月一日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、県の機関又は行政庁等は、第一項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定め（告示により指定するものを除く。）があるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第三条 平成二十三年三月十一日から同年六月二十九日までの間に条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）が、同月三十日までに履行されたときは、当該特定義務が東日本大震災により履行されなかつたことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないものとする。

2 前項に定める免責の措置を平成二十三年七月一日以後においても特に継続して実施する必要がある

ると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の条例等に別段の定め（告示により指定するものを除く。）があるときは、その定めを適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。